

第7回香川県広域水道事業体設立準備協議会議事録

■日時:平成29年8月30日(水)13:30~14:05

■場所:香川県庁本館21階特別会議室

■出席者:「出席者名簿」のとおり

■次第

- 1 開会
- 2 会長(知事)挨拶
- 3 議題
 - (1) 香川県水道広域化基本計画(案)について
 - (2) 水道事業等の統合に関する基本協定書(案)について
 - (3) 香川県広域水道企業団規約(案)について
 - (4) 企業長及び副企業長について(案)
 - (5) その他
- 4 閉会

■配付資料

- (資料1) 香川県水道広域化基本計画(案)
- (資料2) 水道事業等の統合に関する基本協定書(案)
- (資料3) 香川県広域水道企業団規約(案)
- (資料4) 企業長及び副企業長について(案)
- (資料5) 企業団において制定予定の条例案について

■議事

- 司会(水資源対策課長) **開会**
- 会長(知事) **挨拶**
- 司会 **議長について**

議題1、議題2

<議題(1)>

- 議長(知事)
 - ・議題(1)「香川県水道広域化基本計画(案)について」及び議題(2)「水道事業等の統合に関する基本協定書(案)について」は、内容が密接に関係していることから一括して事務局から説明を。
- 事務局

- ・それでは、議題 1 の「香川県水道広域化基本計画（案）」及び議題 2 の「水道事業等の統合に関する基本協定書（案）」について、説明する。
- ・資料 1 「香川県水道広域化基本計画（案）」の 3 ページを御覧いただきたい。
- ・本計画案の趣旨であるが、本県では、平成 20 年以降、県と市町が一体となって、水道広域化に関する議論を重ね、平成 27 年 4 月には、本協議会を設置し、2 年余りにわたり県内一水道の実現に向けた具体的な検討・協議を行ってきたところであるが、本計画案は、協議の成果として、広域化に係る主要事項の基本的な方針を取りまとめ、今後の企業団の事業運営等の指針としようとするものである。
- ・4 ページを御覧いただきたい。
組織・職員関係については、まず、広域化後の運営組織として「企業団」を設置し、その本部は、高松市が建設中の市防災合同庁舎へ置く。また、平成 30 年 4 月の事業開始時は、各市町に事務所を置き、平成 32 年度に、県内 5 つのブロック統括センターを設置し、事務所業務を集約する。
- ・次に、執行機関としては、企業団を統括する企業長と、それを補佐する副企業長その他の補助職員を置き、設立時の企業長、副企業長は構成団体の首長から選出する。
- ・また、企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、その定数を 27 人とし、企業団議会の議員は、県議会・市町議会の議員の中からそれぞれ選任する。
- ・さらに、企業団の財務等を監査する監査委員を置くほか、水道料金や規約変更、予算等の重要事項を協議するため、構成団体の首長を委員とする運営協議会を設置する。
- ・次に、企業団の職員は、設立当初は、構成団体からの地方自治法に基づく派遣により構成し、平成 32 年度から、順次、構成団体職員からの身分移管と、企業団における新規採用を行い、職員数については、順次、業務の効率化を図りながら、適正規模を目指すこととする。
- ・資料 5 ページは企業団の本部組織を、6 ページは組織全体を図示したものである。
- ・資料 7 ページ以降は、企業団の業務運営に係る基本的な方針である。
まず、(1) 総務経理関係のうち、企業団で活用する各種情報システムについては、統合計画に基づき、優先順位等を見極めながら、早期にシステム統一を図っていく。
- ・(2) 営業業務関係だが、水道料金については、平成 39 年度末までは、旧事業体ごとの料金体系によるものとし、平成 40 年度に統一料金を導入する。
- ・資料 8 ページだが、メーター検針や水道料金の調定等の手続については、新たな水道料金システムの稼働に合わせ、平成 32 年度に取扱いを統一し、コンビニ収納やクレジットカードでの支払についても同じく平成 32 年度に全市町での開始を目指すこととする。
- ・(3) 給水装置関係だが、給水装置工事の施工基準については、32 年度に統一すること

とし、統一基準の運用開始に合わせ、審査手数料等も統一する。また、企業団において指定する給水装置工事事業者は、企業団の管内の全ての市町で工事ができるものとする。

- ・(4) 工事執行関係だが、入札参加者名簿は、31年度から統一名簿を使用する方向で準備を進める。また、資料9ページにあるように、入札・契約制度については、事業開始から2年間は、広域水道施設整備や設計金額5千万円以上の更新工事などは、県の制度により本部で入札事務を行い、設計金額5千万円未満の更新工事などは、旧事業体の制度により各事務所において、入札事務を行うこととし、平成32年度に企業団としての統一制度を導入する。
- ・さらに、緊急修繕等の維持修繕業務については、平成32年度に業務形態を統一することとし、それまでの間は、旧事業体の契約形態を継続する。
- ・(5) 水質管理だが、30年度から企業団としての水質検査計画を運用するとともに、検査体制として、当初は県内3か所の検査室を設置し、順次、統合を目指す。
- ・(6) 運転管理だが、浄水場等の管理体制については、当初2年間は現行と同様の体制で運営し、その後については、浄水施設の管理体制の在り方検討の結果などを踏まえ、計画的な管理を進めていく。
- ・(7) 危機管理関係だが、企業団では当初から、災害対策計画や応急対策マニュアルなどを策定し運用する。
- ・また、資料10ページに移り、企業団と構成団体との間では、速やかに緊急時応援協定を締結し、危機管理体制の確保を図る。
- ・資料の11ページ以降は、施設整備関係についてである。
- ・企業団の施設整備事業については、広域水道施設整備と経年更新施設整備の2本の柱で行っていくこととしている。まず、(1) 広域水道施設整備は、水道施設を効率的に管理するとともに、円滑な水融通等を行っていくため、連絡管の新設や浄水場の機能強化等の必要な整備を行う。
- ・広域施設整備の基本的な考え方として、香川用水や自己水源は、水利権水量の範囲で効率的に活用することのほか、統合等により整理できる浄水場等は、整備の進捗を見ながら、運用を休廃止することとしている。
- ・12ページのA3横長資料は、広域水道施設整備に係る浄水場統廃合のイメージ図で、整備の完了後将来的には、現在の71施設を38施設に集約する予定としている。
- ・資料の13ページからは、(2) 経年施設更新整備についてである。

老朽管等の経年施設の更新については、アセットマネジメントの考え方に基づき、資料の表にあるとおり、施設区分ごとに更新基準を設定し、これに基づく更新事業計画に沿って、計画的に事業を進めていく。

- ・14 ページ上段の棒グラフは、ただ今御説明した施設整備に係る事業費を表したものであり、事業開始後 10 年間の合計の事業費は、広域整備が 230 億円程度、更新事業が 1,070 億円程度で、合計 1,300 億円余の整備を予定している。
- ・また、下段のグラフは、10 年間の更新整備等を行った場合に、基幹管路の耐震化率の見通しを参考として示したもので、平成 29 年度末見込み 19.9%が、整備計画の実施により、平成 39 年度末には 36.3 パーセントとする計画となっている。
- ・続いて 15 ページからは、財政運営についてである。
- ・まず、(1) 財政収支の基本方針として、企業団の施設整備を計画的に行うための財源を確実に確保しつつ、平成 39 年度末までは、旧事業体ごとに区分経理を行うとともに、区分経理期間は、事業体間の公平性を保つため、旧事業体ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定する。
- ・また、区分経理期間終了時には、旧事業体の区分経理ごとに、内部留保資金を料金収入の 50%程度に、企業債残高を料金収入の 3.5 倍以内となるよう財政運営を行うこととする。
- ・17 ページの表は、今年度、改めて行った財政収支の試算結果を、各事業体の合計値として示したものであり、先に説明した財政収支の基本方針である、内部留保資金及び企業債残高の料金収入に対する比率については、全ての事業体でクリアする結果となっている。
- ・資料の 18 ページには、更新事業を着実に実施するために国の交付金制度を活用することや、一般会計繰出金については、特に、区分経理期間中 1 回の値上げで 10%を超えるような大幅な値上げを行わなければならない場合には、これを回避するため、一般会計からの繰出しを行うこと、資産等の取扱いについては、各事業体の事業用資産、資本、負債等は、原則として、無償で企業団に引き継ぐこととする。
- ・19 ページのその他の関係である。
各事業体が運営している簡易水道事業は、企業団業務開始までには上水道事業に統合し、県営水道用水事業と一体施設のある中讃地区工業用水事業についても企業団が行う。
一方、企業団では下水道事業の移管は受けないが、下水道使用料の徴収業務等企業団で一元的に処理することが可能な業務については、市町からの委託を受けて実施する。

<議題(2)>

●事務局

- ・議題 2 の「水道事業等の統合に関する基本協定書(案)」について、説明する。
23 ページからの資料 2 「水道事業等の統合に関する基本協定書(案)」を御覧いただきたい。

- ・基本協定書は、県議会、市町議会の9月定例会において、それぞれの執行部から企業団設置議案を提案いただくに際し、その前提として、広域化に係る基本的事項について、協議会の委員である首長間で合意が整っていることを証する趣旨で、作成するものである。
- ・協定の具体的な内容を説明する。
- ・まず、タイトル及び前文は、県及び県内8市8町による水道事業等の統合に向けた基本的な事項について、合意するという本協定書の趣旨を記載している。
- ・第1条では、水道事業等の統合の目的として、水道事業の経営の合理化と業務の効率化を推進することにより、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給することとしている。
- ・第2条では、水道事業等の統合の時期として、企業団による事業開始日である平成30年4月1日とすることを規定し、第3条では、水道事業等の統合のため、香川県広域水道企業団を設立することを規定している。
- ・第4条では、企業団が経営する事業として、各事業体で行ってきた水道事業及び用水供給事業を統合した事業と、現在、県営水道事業として実施している中讃地区工業用水道事業を行うことを規定している。
- ・第5条では、基本的な合意内容は、本協定に直接記載するもののほか、先に説明した香川県水道広域化基本計画の内容としている。
- ・第6条では、企業団の構成団体が、地域の健全な発展と水道サービスの向上を図るため、常に相互協力する旨を定めるとともに、24ページに移るが、第7条では、基本協定の実施に必要な事項については、関係団体の協議により定めていくことを規定している。
- ・以上で、議題1「香川県水道広域化基本計画（案）」、議題2「水道事業等の統合に関する基本協定書（案）」についての説明を終わる。

●議長

- ・ただ今説明のあった内容に対して、質問、意見はあるか。
- ・特に無いようなので、議題1「香川県水道広域化基本計画（案）について」及び議題2「水道事業等の統合に関する基本協定書（案）について」はそれぞれ原案どおり了承いただくことで異議はないか。

(異議なし、との声)

- ・なお、基本協定書については、後ほど（委員の）皆さんに署名をいただく予定ですので、よろしくお願ひしたい。

議題3

●議長

- ・議題（3）の「香川県広域水道企業団規約（案）」について、事務局から説明を。

●事務局

- ・ それでは、議題 3 の「香川県広域水道企業団規約（案）」について、御説明する。
- ・ 27ページの資料 3 を御覧いただきたい。
- ・ 企業団の規約については、広域化後の経営主体となる企業団組織の基本的な事項等を定めるものであり、県議会、市町議会の 9 月定例会において御審議をお願いする企業団設置議案の一部を構成するものである。
- ・ 第 1 条で、名称については、県域を対象とする広域的な水道事業を行うことから、「香川県広域水道企業団」としている。
- ・ 第 2 条では、構成団体として、8 市 8 町及び県とし、具体的な団体の名称は、28 ページにある規約の末尾に別表として記載している。
- ・ 第 3 条では、共同処理する事務については、水道事業、工業用水道事業の経営に関する事務及びこれらに付帯する事務としている。
- ・ 第 4 条では、主たる事務所を高松市に置くことを定めている。
- ・ 第 5 条からは、議会関係である。
第 5 条では、企業団議会の議員定数は 27 人とし、県議会、市町議会においてそれぞれ選挙された者を議員とするとともに、議員数の内訳については、市町議会から選出する議員については、香川県後期高齢者医療広域連合などの例なども踏まえ、高松市議会 5 人、丸亀市議会 2 人、その他の市町議会から各 1 人とした上で、広域的団体である県議会からは 6 人を選出することとしている。
- ・ また、第 6 条では、企業団議会議員の任期は、構成団体の議員としての任期とし、第 7 条で、議長、副議長は、企業団議会で選挙すること、第 8 条で議会事務局の設置をそれぞれ規定している。
- ・ 第 9 条からは、執行機関に関する事項である。
第 9 条では、企業団を統括する企業長を置き、構成団体の長の共同任命によるものとし、任期は 4 年とすること、また、第 10 条では、副企業長は、企業長が任命するものとし、任期を 4 年とすることなどを規定している。
- ・ なお、企業長、副企業長の任期については、首長が就任する場合には、その特例として、構成団体の長の任期に合わせることを、附則の 3 に定めている。
- ・ 第 11 条では、企業団職員を置くこと、定数を条例で定めることなどを規定している。
- ・ 第 12 条では、監査委員に関するものであり、委員定数は 2 名とし、企業団議会の同意を得て識見を有する者を選任し、任期は 4 年とすることとしている。
- ・ 第 13 条では、規約の変更や条例・予算関係など、企業団運営上の重要事項を審議するため、構成団体の長を委員とする「運営協議会」を置くことを定めている。

- ・第14条は経費支弁の方法として、企業団における事業運営上の主要財源となる水道料金のほか、企業債、補助金などを充てることとしている。
- ・最後に、附則の関係だが、附則の1において、規約の施行日は、11月に予定している企業団設置に係る総務大臣の許可日とし、附則の2において、来年4月の水道事業の開始日の前日までの間は、準備業務等に係る必要な読替え規定を置いている。
- ・以上で、議題3「香川県広域水道企業団規約（案）」についての御説明とする。

（質疑応答）

●議長

- ・ただ今説明のあった「香川県広域水道企業団規約（案）」について、何か意見、質問はあるか。

●三豊市

- ・運営協議会と企業団議会の関連性を教えていただきたい。

●事務局

- ・公共団体の場合、執行部と議会と大きく分けて2つあるが、その執行部側の基本的な方針としての予算案や条例案など、重要な事項を企業団議会に議案として提出する際の意思決定を行うに当たり、それらの重要事項を審議するとともに、議案提出の可否を判断するという役割を果たすものとして運営協議会が設けられている。

●議長

- ・ほかに意見はないか。

（意見なし）

- ・それでは、議題3「香川県広域水道企業団規約（案）」は、案のとおり、了承いただいたということで、異議はないか。

（異議なし）

議題4

●議長（知事）

議題（4）の「企業長及び副企業長について（案）」について、事務局から説明を。

●事務局

- ・29ページの資料4を御覧いただきたい。
- ・本議題については、先ほど説明したとおり、県、市町議会の9月定例会で、企業団設置議案の議決が得られれば、11月には企業団を設置したいと考えていることから、企業団設立時の企業長及び副企業長の選任を行うものである。
- ・企業長については、先ほどの規約案でも説明したとおり、企業団を統括し、代表するものであり、また、副企業長については、企業長を補佐し、企業長に事故があるときなど

には、その職務を代理する役割を担う職である。

- ・選任に当たっては、企業団設立時の企業長及び副企業長は、構成団体の首長から選出することのほか、これまでの協議会等での役割や、構成団体間のバランスなどを考慮し、企業長は知事とし、副企業長は2名置いて、市町長から選任することを基本として、協議会等での協議を行ってきた。
- ・この基本的な考え方を基に、各構成団体からあらかじめ伺った意見などを踏まえ、企業団設立時の具体的な案として、企業長は浜田知事、副企業長は大西高松市長と小野琴平町長にお願いする案を諮るものである。
- ・なお、本案について承認されれば、先ほど説明した規約の定めに従い、企業長については、構成団体の長の共同任命の手続を、また、副企業長については、企業長による任命手続を、順次進めてまいりたい。

(質疑応答)

●議長

ただ今説明のあった「企業長及び副企業長について(案)」について、何か意見、質問はあるか。

(なし、との声)

それでは、「企業長及び副企業長について(案)」は、案のとおり、企業団設立時の企業長は、知事である私が務めさせていただき、副企業長は、大西高松市長及び小野琴平町長にお願いしたい。

議題 5

●議長

- ・議題(5)の「その他」として「企業団において制定予定の条例案」について、事務局から説明を。

●事務局

- ・30ページの資料5を御覧いただきたい。
- ・「企業団において制定予定の条例案」について報告する。
- ・一覧に記載している条例案については、平成30年4月の企業団の事業開始時までに制定が必要と考えられる30の条例の主な内容をまとめたものであり、基本的には、来年2月頃に開催を予定している企業団議会において議決をいただくものである。
- ・一方、企業団設立と同時に最低限備えておかなければならない条例については、設立後に行われる企業団議員の選任や議会開催を待つ時間的な余裕がないことから、設立と同時に企業長による専決処分により制定することが必要であり、その対象としては、番号1の公告式条例や番号10の職員定数条例など6本を検討しているところである。

- ・現在、それぞれの条例案の作成作業を、鋭意進めているが、本日は、これらのうち、主なものを説明する。
- ・まず、番号1の公告式条例は、条例・規則等の公布の方法等を定めるものであり、設立日に専決を予定している。
- ・番号3の水道事業の設置等に関する条例については、地方公営企業法第4条の規定に基づき、水道事業を行うために必須のものであり、給水人口や一日最大給水量等を規定するもの。企業団議会で審議いただくこととしている。
- ・番号4の監査委員条例は、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関する必要事項を定めるもので、委員定数を2人とすることや、監査は定期、随時、請求等により行うことのほか、例月の出納検査は毎月25日とすることなどを定めようとするもの。監査委員の選任同意とともに、企業団議会で審議いただくこととしている。
- ・番号10の職員定数条例は、企業長、議会、監査委員の事務局の職員定数を定めるものであり、企業団の設立時における事業開始準備のための事務局職員等の定数について、専決したいと考えている。なお、議会、監査委員については、事務局を設置する予定であるが、第1回の企業団議会において条例を改正することにより追記する方向で検討している。
- ・番号22の企業長等の給与及び旅費に関する条例については、企業長及び副企業長の給与、旅費を定めるもので、専決を予定している。なお、具体的な金額などは、今後、検討していく。
- ・番号23の特別職等の報酬等の条例については、審議会等の委員の報酬及び費用弁償を定めるもので、こちらも専決を予定している。なお、具体的な報酬額等については、今後、他団体の実例なども参考にしながら、調整していく。
- ・番号24の職員の給与条例については、給与や手当の基本的な枠組みを示すもので、具体的なものは、給与規程等で定めることとなるもの。
- ・番号28の給水条例については、水道料金を始めとする、様々な供給に関する規定や給水工事等を盛り込むもの。
- ・現在、作業を進めている企業団の条例関係についての報告は以上である。

(質疑応答)

●議長

- ・ただ今説明のあった「企業団において制定予定の条例案」について、何か意見、質問はあるか。

●観音寺市

- ・運営協議会は定期的に何回開催される予定なのか。

●事務局

- ・少なくとも、議会の開催前には、その提出する予算案等の議案について審議していただくために開催する必要がある。それ以外にも、企業団として重要な事項等を意思決定する場合には随時開催させていただく。

●観音寺市

- ・運営協議会の開催告知はどのようにするのか。

●事務局

- ・議会も運営協議会についても、首長や議員においては非常に多忙であることは承知しているので、支障を来さないように十分配慮して、早めに日程調整等を進めてまいりたい。

●議長

- ・ほかに何かあるか。

(意見なし)

- ・それでは、「企業団において制定予定の条例案」については、この報告の方向で必要な調整を行いながら進めていくということにする。

●議長

- ・本日の議事については以上だが、その他協議会に関して、何か発言等があればお願いしたい。

(発言なし)

- ・意見等がないようなので、これをもって終了したい。(謝意)

●司会 **閉会**